

平成25年5月9日

平成25年第1回岬町議会臨時会

第1日会議録

平成25年第1回(5月)岬町議会臨時会第1日会議録

○平成25年5月9日(木)午前10時00分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり14名であります。

1番 川 端 啓 子	2番 鍛 冶 末 雄	3番 奥 野 学
5番 田 島 乾 正	6番 竹 内 邦 博	7番 小 川 日出夫
8番 和 田 勝 弘	9番 竹 原 伸 晃	10番 出 口 実
11番 道 工 晴 久	12番 豊 国 秀 行	13番 中 原 晶
14番 辻 下 正 純	15番 反 保 多喜男	

欠席議員 な し

欠 員 な し

傍 聴 な し

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田 代 堯	まちづくり戦略室理事 兼秘書調整担当課長	保 井 太 郎
副 町 長 中 口 守 可	まちづくり戦略室理事 兼企画地域再生担当課長 (企業誘致・総合計画)	西 啓 介
教 育 長 笠 間 光 弘	まちづくり戦略室理事 兼企画地域再生担当課長 (企画担当)	早 野 清 隆
まちづくり戦略室長 南 康 明	総 務 部 理 事 兼 総 務 課 長	中 田 道 徳
総 務 部 長 兼 財政改革部長 白 井 保 二	財政改革部理事 兼行革推進課長	四至本 直 秀
しあわせ創造部長 古 橋 重 和	都市整備部理事 兼二国推進課長	吉 田 一 人

都市整備部長	末原光喜	都市整備部理事 兼建築課長 (PFI総括)	木下研一
教育次長	古谷清	都市整備部理事兼 兼建築課長 (道の駅建築総括)	家永淳
水道事業理事	岡本茂	委事務局理事兼 文化センター所長兼 青少年センター所長	一本稔明
危機管理監	谷下泰久	財政改革部税務 課長兼行革推進課長	阪本隆
総務部理事兼財 政改革部理事兼 まちづくり戦略室理事	村上正樹	しあわせ創造部 保険年金課長	松井清幸

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長	大山鐵男	議会事務局主幹	増田明
--------	------	---------	-----

○会 期

平成25年5月9日から10日 (2日間)

○会議録署名議員

15番 反保多喜男 1番 川端啓子

議事日程

日程1	会議録署名議員の指名
日程2	会期の決定
日程3 議案第35号	専決処分の承認を求める件 (岬町税条例の一部改正)
日程4 議案第36号	専決処分の承認を求める件 (岬町国民健康保険条例の一部改正)
追加日程1 決議案第1号	田島乾正議長の不信任決議案
日程5	副議長辞職の件
日程6 選挙第2号	副議長の選挙

(午前10時00分 開会)

○田島乾正議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成25年第1回岬町議会臨時会を開会します。

ただいまの時刻は、10時00分です。

本日の出席議員は14名です。

定足数に達しておりますので、本臨時会は成立しました。

本臨時会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

○田島乾正議長 日程1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員を、会議規則第120条の規定により、議長において指名します。

15番反保多喜男君、1番川端啓子君、以上の2名の方をお願いします。

○田島乾正議長 日程2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日5月9日から10日までの2日間にしたいと思います
が、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日5月9日から10日までの2日間に決定しました。

それでは、本臨時会の開会に当たり、町長から挨拶を求められていますので、これを許可します。

町長、田代 堯君。

○田代町長 おはようございます。町長の田代でございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、岬町議会臨時会の開催に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

さて、ことしのゴールデンウィークは天候に恵まれ、絶好の行楽日和が続きました。岬町でもつつじ祭りや潮干狩、みさき公園のイルカショーなど、大勢の家族連れでにぎわってありました。私たちのまちには、年間、約100万人が訪れていますので、これを地域経済力が高まるように、

雇用の拡大、商取引の活性化につなげていきたいと思っております。

また、5月から環境省が提唱するクールビズが始まりましたが、これから夏を迎えることになります。毎年のことになりつつありますが、関西電力の多奈川第二発電所の再稼働はエネルギーミックスに貢献し、電力の安定供給に寄与したいという思いは同じでありますので、第一発電所跡地への企業誘致とあわせ、引き続き要望してまいる所存でございます。

今後におきましても、地域再生の課題解決に向けて、私自らが先頭に立ち、トップセールスで職員と一丸となって取り組んでまいります。議会の皆様におかれましては、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、今臨時会には専決処分の承認を求める件2件、及び監査委員の選任について同意を求める件を上程しておりますので、何とぞよろしくご審議をお願い申し上げまして、簡単でございますが、開会の挨拶にかえさせていただきます。

本日は何とぞよろしく願いいたします。

○田島乾正議長 町長の挨拶が終わりました。

○田島乾正議長 日程3、議案第35号「専決処分の承認を求める件（岬町税条例の一部改正）」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。財政改革部長、白井保二君。

○白井財政改革部長 日程3、議案第35号、専決処分の承認を求める件（岬町税条例の一部改正）について説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

議案書の裏面をごらんください。

専決処分の理由といたしましては、「地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）」が平成25年3月30日に公布され、一部の規定を除き同年4月1日から施行されることに伴い、岬町税条例の一部に所要の改正を行う必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成25年3月31日付で専決処分したものでございます。

今回の税条例の改正につきましては、寄附金税額控除の見直し、個人住民税における住宅ローン控除の拡充、地方税に係る延滞金の利率の引き下げ、及び関係法令の一部改正に伴う条項の改

正が主な内容となっております。

また、ごらんのとおり、改正した条項が多岐にわたっておりますので、本議案書とあわせて送付させていただいております岬町税条例の一部を改正する条例の概要により、その改正内容を説明させていただきます。

なお、説明に当たりましては、主な改正内容ごとに要点のみを説明させていただき、語句の変更や条項のずれに伴う改正箇所の説明につきましては、省略させていただきたいと考えております。

それでは、岬町税条例の一部を改正する条例の概要 1. 主な改正内容のうち、町民税関係をごらんください。

まず、(1) 第34条の7につきましては、地方公共団体への寄附金、いわゆる「ふるさと寄附金」について、平成25年度から復興特別所得税が創設されることを踏まえ、寄附金税額控除の見直しを行ったものでございます。

これは、都道府県、または市町村に対する寄附金に係る個人住民税の寄附金税額控除について、平成26年度から平成50年度までの各年度に限り、特例控除額の算定においては、寄附者に適用される所得税の限界税率を乗じて求められる税額を基礎に、復興特別所得税率2.1%を乗じて得た税額を加算する措置を講ずるものでございます。

次に、(2) 附則第4条の2につきましては、公益法人等に対して財産を寄附した後に当該財産を公益目的事業の用に供しなくなったことにより、当該譲渡所得の非課税の承認が取り消された場合、この公益法人等を、当該財産を寄附した個人とみなして譲渡所得等に係る個人住民税を課税する特例を規定したものでございます。この特例規定の対象となる公益法人に、幼稚園または保育所を設置する法人で、一定の要件を満たす法人を加えるものでございます。

次に、(3) 附則第7条の3の2につきましては、個人住民税における住宅ローン控除制度は、平成19年度における所得税の個人住民税への税源移譲に伴い導入されたもので、住宅ローン残高の一定割合を所得税額から控除する際に、所得税から控除しきれなかった額を、住宅借入金特別税額控除として個人住民税から控除する仕組みとなっております。

今般、この住宅借入金等特別税額控除の対象期間を平成26年1月から平成29年12月末までの4年間延長するとともに、その期間のうち、平成26年4月1日から平成29年12月末までに、当該住宅に居住した場合の個人住民税の税額控除額を所得税の課税総所得金額の5%（最高9万7,500円）から7%（最高13万6,500円）に拡充するものでございます。

また、この特別税額控除による平成27年度以降の個人住民税の減収額につきましては、全額

国費で補填されることとなっているところでございます。

この改正の趣旨は、住宅取得につきましては取引価格が高額であること、平成26年4月から消費税率が引き上げられることを予定されておりまして、その前後における駆け込み需要及びその反動等における影響が大きいことを踏まえ、一定の税負担の増税による影響を平準化し、また、緩和する観点から住宅ローン減税の延長及び拡充に伴う改正を行うものでございます。

次に、(4) 附則第17条の2につきましては、租税特別措置法に規定する民間土地開発の推進に関する特別措置法に基づく認定事業用地適正化事業の事業用地の区域内による土地等の交換等に係る譲渡所得の課税の特例が、平成25年3月31日をもって廃止されたことから、当該関係規定を削除するものでございます。

次に、(5) 附則第22条の2につきましては、東日本大震災により居住用家屋が滅失された場合に、その居住用家屋の敷地を譲渡した場合の譲渡所得を軽減して課税する特例規定がその適用される期間を、大震災があった日から3年後までを、7年後の年末まで延長して適用されることとなっております。

この譲渡所得の軽減課税の特例の適用を受ける対象者を、当該滅失家屋に居住していた相続人についても適用をすることができることに伴う改正でございます。

次に、(6) 附則第23条につきましては、同じく東日本大震災により滅失した家屋に係る住宅借入金等特別税額控除と震災後に再取得した住宅にかかる住宅借入金等特別税額控除とは重複して受けることができる特例規定がございました。

この特例規定について、先ほどの附則第7条の3の2の改正と同様に、平成26年4月から平成29年4月までの間におけます居住の用に供した場合、個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の控除限度額を所得税の課税と所得金額等の合計額の7%に相当する金額を改正するものでございます。

次に、固定資産税関係の改正の概要を説明させていただきます。

まず、(7) 第54条につきましては、平成24年度をもって独立行政法人森林総合研究所が行う土地改良事業が完了することになります。通常、土地改良事業においては使用収益を開始した仮換地土地においては、その土地使用者を所有者とみなして課税されることとなっております。

今般、当該法人が固定資産税の納税義務者とみなす規定を、事業の完了に伴い削除するものでございます。

なお、本町におきましては、該当する土地はございません。

また、(8) 第131条につきましては、さきの第54条と同様に、独立行政法人森林総合研

究所を、特別土地保有税における納税義務者とみなす規定を削除するものでございます。

次に、（９）附則第１０条の２の第３項につきましては、国が一律に定めました固定資産税の課税標準の特例措置を、地方自治体が自主的に判断し条例で定める、いわゆる「わがまち特例」に関する規定の改正でございます。

今般、都市再生特別措置法に定める都市安全確保施設のうち、同法に規定する管理協定の対象となりました大規模地震が発生した際に、避難者や帰宅困難者への水や食糧の物資を保管するための備蓄倉庫に係る固定資産税の課税標準を３分の２とする特例措置を、５年間に限り軽減する規定を追加するものでございます。

なお、本町におきましては、現在、該当する施設はございません。

次に、その他の改正といたしまして、延滞金関係の改正を行っております。その概要を説明させていただきます。

（１０）附則第３条の２につきましては、国税を滞納したことに伴い課される延滞税や利子税が、現在の低金利水準を踏まえ引き下げが行われました。この地方税の延滞金等につきましても、国税の見直しにあわせて当分の間の措置として、平成２６年１月以降の期間に対応する延滞金の割合については、各年の特例基準割合が年７．３％に満たない場合に限り、年１４．６％の割合が適用される期間の延滞金の割合については特例基準割合に７．３％を加算した割合に、年７．３％の割合が適用される期間の延滞金の割合については、当該特例基準割合に年１％を加算した割合に、また、徴収猶予の適用を受けた場合の延滞金につきましては、当該徴収を猶予した期間に対応する延滞金の額のうち、当該延滞金の割合が特例基準割合があるとした場合における延滞金の額を超える部分の金額を免除する改正を行ったものでございます。

なお、この改正条例には規定しておりませんが、還付加算金の割合につきましては、地方税法においてその割合は各年の基準割合が年７．３％に満たない場合に限り、その期間においては特例基準割合とする改正が行われております。

また、平成２６年１月以後の特例基準割合につきましては、国内銀行の短期貸出約定平均金利の前々年の１０月から前年９月における平均に１％を加算した割合に改正するものでございます。

なお参考に、現在の特例基準割合につきましては、年４％に前年１１月末に現在の公定歩合を加算した割合としており、年４％の割合が適用されております。今後、短期貸出約定金利に大きな変動がなければ来年１月からの特例基準割合については２％となることが予想されているところでございます。

次に、（１１）附則第４条につきましては、法人町民税において納期限の延長に係る延滞金の

特例を規定しており、各年の特例基準割合が年7.3%に満たない場合には、その年中においては、当該年における特例基準割合とする特例措置を講じる改正を行ったところでございます。

次に、2. 附則をごらんいただきたいと思います。

附則第1条におきましては施行期日を、第2条においては延滞金に関する経過措置を、第3条においては町民税に関する経過措置をそれぞれ規定しているところでございます。

次に、附則第4条においては固定資産税に関する経過措置を規定しており、特に同条第3項においては、耐震改修を行った住宅に係る固定資産税の軽減措置についての経過措置を規定しております。

この軽減措置の適用基準につきましては、昭和57年1月以前から所在する住宅に係る耐震改修に限られ、この耐震改修に要した費用については、平成25年3月までは30万円以上であったものが、4月以降から50万円を超えるものに引き上げられました。この改正前に契約されました30万円以上50万円以下の耐震改修契約についても、引き続き減額措置を適用する特例が設けられまして、この特例に基づき減額措置を申請する際の必要書類として耐震改修に係る契約日を証明する書類の添付を求める規定を今回追加したものでございます。

以上が、岬町税条例の一部を改正する条例の改正内容について説明させていただきましたところでございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

中原 晶君。反対ですか。

○中原 晶議員 賛成です。

○田島乾正議長 反対の方、ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 なければ、賛成討論。中原 晶君。

○中原 晶議員 本件につきましては、国税における議論の中では、背景に大企業優遇の政策や先ほどの説明の中でもありましたとおり、消費税の増税が前提となっているという点がありまして、

その点においては許しがたいと考える立場であります。東日本大震災の被害に伴う対応や延滞金の利息の引き下げなど、必要な措置が盛り込まれていると考えるものであります。

岬町の住民には現時点で直接の影響が少ない条項も多く含まれておりますので、本件についてはあえて反対する立場ではありません。

○田島乾正議長 他に討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 これで討論を終わります。

これより、議案第35号「専決処分の承認を求める件（岬町税条例の一部改正）」を起立により採決いたします。

本件は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○田島乾正議長 起立、満場一致であります。

よって、議案第35号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○田島乾正議長 日程4、議案第36号「専決処分の承認を求める件（岬町国民健康保険条例の一部改正）」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程4、議案第36号、専決処分の承認を求める件（岬町国民健康保険条例の一部改正）につきまして説明いたします。

本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したもので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めますのでございます。

専決処分の理由につきましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、岬町国民健康保険条例に所要の改正を行う必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成25年3月31日付で専決処分したものでございます。

今回の条例改正につきましては、国民健康保険の被保険者が後期高齢者医療制度に移行した際の保険料の特例について、その恒久化や新たな特例の創設などが主な内容となっております。

それでは、条例について説明させていただきます。議案書及び新旧対照表をごらんください。なお、説明につきましては、議案書とあわせて送付させていただいております岬町国民健康保険

条例の一部改正の概要により説明をさせていただきたいと思います。

まず、条例改正の理由でございますが、理由につきましては国民健康保険法施行令の一部が改正されたことに伴うものでございます。

次に、改正内容ですが、改正は3点ございます。

まず、国民健康保険料の軽減制度に係る特例の恒久化につきましては、低所得者に係る国保料の軽減判定において、国保の被保険者が後期高齢者医療制度に移行したことにより国保の資格がなくなったもの、いわゆる特定同一世帯所得者といいますが、このものを含めて軽減判定をする措置が後期高齢者医療制度に移行後5年間に限り講じられております。その措置を恒久化するもので、これに伴い、条例において一部一般被保険者に係る基礎価額の保険料率を定めております条例第16条を改正するものでございます。

次に、国民健康保険料に係る世帯別平等割の改正につきましては、国保の被保険者が後期高齢者医療制度に移行したことにより単身となった世帯、いわゆる特定世帯と申しますが、この世帯に係る世帯別平等割額について、移行後5年間に限り2分の1の額とする現行の軽減措置に加え、移行後6年から8年までの3年間について、世帯別平等割額を4分の1軽減し、4分の3の額とする特例措置を新たに設けるもので、これに伴い、条例の第16条の5の2、第16条の6の6及び第16条の6の11について改正をするものでございます。

裏面をごらんいただきたいと思います。

一般被保険者にかかる基礎賦課総額の特例の改正につきましては、基礎賦課総額に高額療養費共同拠出金相当額を含めて算定をする特例を、平成25年度から平成26年度までに1年間延長するもので、これに伴い、附則第3条を改正するものでございます。

附則といたしまして、施行期日につきましては、この条例は公布の日から施行する。ただし、第16条第1項第3号、第16条の5の2、第16条の6、第1項第3号及び第16条の11の改正規定につきましては、平成25年4月1日から施行する旨を定めており、また、経過措置として、この条例による改正後の第16条の第1項第3号、第16条の5の2、第16条の6、第1項第3号及び第16条の11の規定は、平成25年度以降の年度分の保険料について適用し、平成24年度分までの保険料については、なお従前の例によるという経過措置を設けております。

以上が国民健康保険条例の一部を改正する条例の改正内容でございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第36号「専決処分の承認を求める件（岬町国民健康保険条例の一部改正）」を起立により採決いたします。

本件は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○田島乾正議長 起立、満場一致であります。

よって、議案第36号は原案のとおり承認することに決定しました。

お諮りします。

暫時休憩したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

暫時休憩いたします。

なお、全員懇談会を10時30分から第2委員会室で開催します。

理事者については、白井総務部長等の出席をお願いします。

暫時休憩いたします。

(午前10時27分 休憩)

(午前10時52分 再開)

○田島乾正議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○奥野 学議員 議長、動議。

○田島乾正議長 奥野 学君、どのような動議を提出ですか。

○奥野 学議員 議長不信任決議案を提出したいと思います。

資料を用意していますので、配っていただけるようお願いします。

(資料配付)

○田島乾正議長 ただいま、奥野 学君から議長不信任決議案の動議が提出されましたので、この動議に賛成者の確認を行います。

これに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○田島乾正議長 この動議は所定人2人以上の賛成者がありましたので、動議は成立いたしました。議長不信任決議案の動議を日程に追加し、追加日程1として直ちに議題とすることについて採決します。

この採決は起立により行います。

この動議を日程に追加し、追加日程1として直ちに議題とすることに賛成の方の起立を願います。

(起立多数)

○田島乾正議長 起立多数です。

よって、この動議を日程に追加し、追加日程1として直ちに議題とすることに可決されました。川端議員。

○川端啓子議員 ちょっと私のほうから言わせていただいたら、今、日程1に追加されましたので、議長が交代してこの議題に入っていったらいいと思いますが。

○田島乾正議長 副議長が議席についていただいて、そして僕の除斥をすれば。

○川端啓子議員 副議長は、まだ副議長でいらっしゃるからね。

○田島乾正議長 ちょっと事務局長から説明させます。大山事務局長。

○大山議会事務局長 今、追加日程1として議長不信任決議案が成立いたしましたので、議長に関することですので議長が審議するわけにいきませんので、副議長と交代いたしまして、議長は自席にいただきます。

副議長がかわりまして、議長席に着いていただきます。

○田島乾正議長 議長席に。

○大山議会事務局長 これからです。

済みません、よろしくお願ひします。

(道工晴久副議長 議長席に着席)

○道工晴久副議長 追加日程1、決議案第1号「田島乾正議長の不信任決議案」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、田島乾正君の退席を求めます。

(田島乾正議長 退場)

○道工晴久副議長 提出者から提案理由の説明を求めます。

奥野 学君。

○奥野 学議員 決議案第1号

平成25年5月9日

岬町議会議長 田島乾正殿

提出者 岬町議会議員 奥野 学

賛成者 岬町議会議員 竹内 邦博

〃 小川日出夫

〃 鍛冶 末雄

〃 道工 晴久

〃 川端 啓子

〃 辻下 正純

〃 反保多喜男

〃 豊国 秀行

岬町議会 田島乾正議長の不信任決議案の提出について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

議長不信任決議案

上記決議について、下記理由のとおり、岬町議会議長 田島乾正君を信任しない旨を決議とすることを会議規則第14条第2項により提出する。

平成25年5月9日 岬町議会

提案理由

今般、平成25年第1回岬町議会臨時会5月に当たり、このような議決を求めなければならない事態に深く憂慮の念を持たざるを得ないことをまずもって発言する。

地方自治法第104条、「普通地方公共団体の議会の議長は議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する」とある。

過日、我々はこの事案に対し、同じ思いの議員があえて要望書を提出した。その要望書で警鐘

を鳴らし、自覚を促したにもかかわらず、議会議長というポストにしがみついている。

田島議長は、議会内部の調整を行った「任期は1年」とする申し合わせ事項をも無視し、「慣例で処理すべき」という個人的判断をし、先輩諸氏議員の培ってきた事項に対しても否定する立場に固執するのは疑問に感じる。

また、是々非々と都合よく捉まえるなら、13名の議員に事前に提案し、議論し、議論を重ねることもせず固守するのはいかなものかと考える。

参考までに、田島議長自身のブログを捉まえてみても、議長としての議会の思想、品位を欠如する内容となっている。掲載途中で取り消す部分があるなら、一議員ならともかく、議会を代表する立場の議長としての自覚が欠如している。

たまたま昨日、新聞で、大阪府議会の議長が「3年目続投へ」の報道がありました。過半数の同意を得ております。一方、地方議会の大阪府内の10町村の申し合わせ事項においても、2年ないし1年で議長が選挙されていることも実態である。これまでに議論もなく、臨時議会の場になって「地方自治法では」と根拠を振りかざすなら、さきの議長のポストにしがみつくとということのみしか受けとめられない。

今後、議会運営に対し、同様の認識発言される恐れがあるので、よって、ここに田島議長に対し議長不信任決議案を提出するものである。

以上です。

○竹原議員 副議長。

○道工晴久副議長 用件は何ですか。まだ、質疑にも入っていませんけれども。

○竹原議員 質疑の前に、この決議案に対しまして、本当かどうか見定めたいところがございますので、休憩を求めたいと思います。

○道工晴久副議長 それでは、今、暫時休憩の発議が出ましたので、暫時休憩を取りたいと思います。

時間は、また、おって放送いたします。

(午前11時03分 休憩)

(午前11時33分 再開)

○道工晴久副議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

奥野 学君。

○奥野 学議員 先ほどの提案理由の中で読み違ったところがあるので、訂正をしたいと思います

が。

○道工晴久副議長 認めます、どうぞ。

○奥野 学議員 提案理由の上から7行目のところで、後ろのほうの「慣例で処理すべきでないという個人的判断をし」というところで、「ない」という部分を先ほど読んでなかったようでありますので、追加をして訂正をしたいと思います。失礼しました、よろしくお願ひします。

○道工晴久副議長 今、奥野 学君のほうから、趣旨説明の中での不足部分の補足がございましたので、よろしくご承認お願ひ申し上げます。

出口 実君。

○出口 実議員 先ほど、提案者から提案内容の朗読をいただきました。ところが、私、実はその内容を聞かせていただいて、読み間違いが多かったので内容がなかなか把握できにくい形で理解しておりますので、再度、提案者から内容の説明を願ひたいと思います。

○道工晴久副議長 今、出口 実君のほうから提案理由の説明を再度お願ひしたいという旨の申し出がございましたが、許可したいと思います。

奥野 学君。

○奥野 学議員 提案理由だけでいいですか。

再度、提案理由を申し上げます。

提案理由

今般、平成25年第1回岬町議会臨時会5月に当たり、このような議決を求めなければならぬ事態に深く憂慮の念を持たざるを得ないことをまずもって発言する。

地方自治法第104条、「普通地方公共団体の議会の議長は議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する」とある。

過日、我々はこの事案に対し、同じ思いの議員があえて要望書を提出した。その要望書で警鐘を鳴らし、自覚を促したにもかかわらず、議会議長というポストにしがみついている。

田島議長は、議会内部の調整を行った「任期は1年」とする申し合わせ事項をも無視し、「慣例で処理すべきでない」という個人的判断をし、先輩諸氏議員の培ってきた事項に対しても否定する立場に固執するのは疑問に感じる。

また、是々非々と都合よく捉まえるなら、13名の議員に事前に提案し、議論し、議論を重ねることもせず固執するのはいかなるものかと考える。

参考までに、田島議長自身のブログを捉まえてみても、議長としての議会の思想、品位を欠如する内容となっている。掲載途中で取り消す部分があるなら、一議員ならともかく、議会を代表

する立場の議長としての自覚が欠如している。

たまたま昨日、新聞で、「大阪府議会の議長が3年目続投へ」の報道がありましたが、過半数の同意を得ております。一方、地方議会の大阪府内の10町村の申し合わせ事項においても、2年ないし1年で議長が選挙されていることも実態である。これまでに議論もなく、臨時議会の場になって「自治法では」と根拠を振りかざすなら、さきの議長のポストにしがみつくとということのみにしか受けとめられない。

今後も議会運営に対し、同様の認識発言される恐れがあるので、よって、ここに田島議長に対し、議長不信任決議案を提出するものである。

以上です。

○道工晴久副議長 今、奥野 学議員のほうから再度、提案理由の説明を述べていただきました。

出口 実君、何かございますか、それについて。

○出口 実議員 結構です。

○道工晴久副議長 いいですか。

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより決議案第1号、「田島乾正議長の不信任決議案」に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久副議長 出口 実君。

○出口 実議員 3点、奥野議員に質問をさせていただきます。

中段以降の中で、田島議長自身のブログを捉まえてみても、議長として議会品位の欠如する内容となっているとあるが、その詳細を説明願いたい。

もう1点は、掲載途中でブログを取り消す部分があるという内容を書かれておりましたが、この削除した部分の詳細の説明を願いたい。

もう1点、ブログは田島議長が議会の品位を汚すということになっておりますが、私の理解では、ブログというのは田島氏個人のブログであるというように私は認識をしております。そういう中で、ブログには田島議長をという掲載をしていますが、私は田島議員、一議員の議員活動であると私は認識しておりますが、その3点を奥野議員から答弁を願いたいと思います。

○道工晴久副議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 出口議員からの質問にお答えします。

私も田島議長のブログを毎日見させていただいておまして、特に最近いろいろと書いていた

だいておりますので、自分の頭にある範囲でお答えさせていただきたいと思います。

まず、1点目の議長としての議会の品位の欠如する内容となっているという部分でありますけれども、私は議長の書いたブログの中で、私のことも名前は書いておりませんでした、自分のことも書かれておりました。議会運営のことでございました。私は、会派を組まれたときに、全員協議会でしたか、会派のメンバーがたくさん議会運営委員会に入っていたので、席がえのときのことですけれども、議会運営のメンバーが途中で入れかわるのは不本意であります、やはり議会の運営をスムーズにいくには会派から何名、そのほか会派に属さないメンバーを入れかえるのが議会がスムーズにいく運営であろうかということで、私は提案をそのときに申し上げましたが、受け入れられなかったのものでそのままになっておりますけれども、その辺は、私が申し上げたことであります。

それと、掲載途中で取り消す部分があるならという部分でありますけれども、企業誘致のことで青木松風庵の誘致に関して書かれておりました。この部分が町内業者であるかどうかというのを改めて確認したいという記事が書かれておりましたので、実際、これは松風庵が町内でもいろいろ活動しておりますけれども、本社は田尻町でありますので、私は本社が田尻町であるので何ら問題はないと思っておりますし、その件が載ってから以降、その件に関しては一切載っておらないので、この部分は取り消す部分であるのかなと感じております。

あともう1点、何でしたかね。

○道工晴久副議長 あと、田島議長のブログが田島議長個人のブログやと、議長のではないというご指摘です。

○奥野 学議員 個人といえば個人でしょうけれども、私は、個人といえども、やはり議長という立場のもとでの、議会を背負っての岬町議長としての責任は持つての上の判断と理解しておりますので、個人といえば個人ですが、私は議長の立場としての、やはりブログを発信していただきたいと自分は考えますので。

○道工晴久副議長 奥野 学君の説明は終わりました。

出口 実君。

○出口 実議員 今の3点目の回答でございます。これは、私ははっきりと田島議員のブログの確認はしていませんけれども、聞きますところによりますと、田島議長という名目は一切ブログには書かれておらないと聞いておりますが、その辺をあえてそういう捉まえ方をするのは議員としておかしな部分があるのではないかと。あくまでも田島議員個人の政治的活動であって、それをそういうふうな捉まえ方をするのは非常に私は議員の一員としても残念に思います。その辺を

奥野議員はどう考えておられるのか。

それともう1点、今のブログによる掲載途上の削除する部分があるということで、今、青木松風庵という名前が出てきました。これは、やはり最初の中で企業誘致はあくまでも3月議会で条例改正を行って、当然、もともとの内容は町外から企業誘致をすることにより、町内に対して税額、要するに法人税、個人税とも町に潤うためにこの企業誘致をやったのではないかと私は捉まえておりますので、その辺を、今なるほど、弁明の中で、青木松風庵の本社は田尻町にあるという話であったけれども、実際に活動しているのは、工場はあくまでも岬町内にあつて、そして同時に販売店、営業所も事務所も岬町内にあるというのが事実でないんですか、その辺はどうでございますか。

○道工晴久副議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 まず2点、今、質問されましたから、1点目のご質問ですが、これは田島議長の「けんせい通信」というブログでいつも書かれておりますので、個人の通信であるようには思いますけれども、私の考えでは先ほど申し上げたように、平行線になろうかと思いますが、幾ら個人であっても議長という、私は立場の発言であるように思いますので、これは幾ら言っても平行線であるように思います。

そして、2点目の企業誘致に関しては、再度、担当部署のほうからそれに対してコメントをいただけたらありがたいと思いますが、いただけますか。

○道工晴久副議長 出口 実君。

○出口 実議員 私は、奥野議員に答弁を求めているんですよ。担当部長、関係ないんですよ、今。今、町外云々の話がありますので、その辺再度、詳細をお願いいたします。

○道工晴久副議長 奥野 学議員が、本社が田尻町やということの説明をされました。ですから、それ以上、奥野 学君自身の説明がないということで、町がどういうふうに町外業者と捉えているかということら辺の意見を聞きたいと、こういうことのように思いますが、それを聞くことはぐあい悪いですか。

出口君、どうぞ。

○出口 実議員 私、ちょっと理解ができかねますのだけれども、この議長不信任決議案は、奥野議員自体がこれを作成したんでしょう。そういう中で、私の今の質問に対して、答弁のできないのはおかしいんじゃないんですか。

○道工晴久副議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 詳細なことは私は余りわかりませんでしたけれども、本社が町内でないのは確か

でございますので、私はもうそれでクリアできているという判断のもとでおりますので、それ以上、詳細のことは、優遇条例のこととか法人税のこととか、正直言って細かいことはわかりませんので、担当のほうで説明をお願いしたいという思いであります。

- 道工晴久副議長 出口議員のほうからそういう再度の質問でございましたけれども、私も、今、副議長という立場的に、それ以上、奥野 学議員のほうから説明を求めることは無理と思います。ですから、それを町外の業者と認めて土取り跡地に用地を求めさせたという、その経過については、やはり町側の立場の意見を聞く必要もあろうかと思っておりますので、担当者の意見を求めたいと思います。

西まちづくり戦略室理事。

- 西まちづくり戦略室理事 ただいま出口議員のほうからご質問のございました町外の業者、町内の業者の取り扱いでございますが、今回の12月に募集をいたしました募集要項の中では、町外の事業者でなければ応募できないというような記述はございません。今回、募集いたしました企業につきましては、町内、町外ともに募集いただける内容となっております。

また、12月議会で町の優遇条例の改正を行っておりますが、これにつきましては、12月議会の議案の説明の中で述べさせていただいておりますが、町外の事業者だけでなく、町内の事業者につきましても事業活動を活発にさせていただき、町内を元気にしていただく必要があるということから、これまでの町外に対する優遇措置に対しまして、一部、町内の事業者に対しても同じような優遇措置をとる内容と改正をさせていただいたものでございます。

- 道工晴久副議長 今、理事者のほうからの説明がございました。

我々もちょっと認識不足のところがあるかと思っておりますけれども、よろしいですか。

出口 実君。

- 川端啓子議員 3回されたように思うのですが。
○出口 実議員 だから、ちゃんと副議長のほうから確認もらったからいいん違いますの。
○川端啓子議員 はい。
○出口 実議員 西理事の説明にはよく理解できます。

ただ、私がちょっと不審に思うのは、この議長不信任決議案を奥野議員自身で書かれたのであれば、当然、そういう内容を書かれているということは、奥野議員自身がちゃんと説明責任の義務があるのではないかということで質問させてもらっただけのことで、西理事の説明はよく理解できます。

- 道工晴久副議長 出口 実君の質疑を終わります。

答弁したいのですか。

○奥野 学議員 いや、いいです。

○道工晴久副議長 ほかにございませんか。

竹原伸晃議員。

○竹原伸晃議員 私のほうから質問が2点ございます。

提案理由の中に、どのくらいですかね、中ほどちょっと上ぐらいに、「田島議長は議会内部の調整を行った『任期は1年』とする申し合わせ事項をも無視し」ということがございます。この申し合わせ事項といいますのは、私のもらっております岬町議会運営に関する申し合わせ事項等の、このことをいうのか、もしくは、有志の議会議員が寄り集まって決めた、どこにも書かれていない申し合わせ事項なのか、どういうことなのかっていうのを教えていただきたいのが1点。

2点目は、地方自治法第104条ということで、「普通地方公共団体の議会の議長は」というくだりはとてもよく理解できますが、その一つ前に、第103条というのがございますが、奥野議員は、この第103条を読まれたことがあるのかないのか。あるのならば、十分理解されているのか、いないのか。

以上2点、ご答弁願います。

○道工晴久副議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 竹原議員のご質問2点にお答えいたします。

まず、1点目の「任期は1年とする申し合わせ事項」というくだりでありますが、これは、私も今の申し合わせ事項に字句としては載ってないのは確認しておりますけれども、過去、先輩議員から聞いた書面にあったということを聞いておりましたので、こういうことを書かせていただきました。

今は、字句としてないのは確認しておりますが、以前にはあったということを確認しております。

そして、2点目の第103条の件であります、「のぶちゃん通信」で毎日見させていただいておりますので、十分頭に入っているつもりです。

○竹原伸晃議員 ただいまの答弁をお聞きしまして、とてもびっくりしたところがございます。

と言いますのは、申し合わせ事項に、過去にあったと。過去にあったことを今はないというのを認識している。これは、さて、ここの提案理由に入るのだろうかどうかということですよ。

今現在、書かれているなら書いていただいて結構ですけれども、今現在ないと認識されているのに、ここに書かれているのも理解していると。

ちょっとお待ちくださいよ、これ、1点目のところがそうですね。それを確認させていただきたいのが再質問です。

それと2点目の、私のブログも見いただいていると、十分、その第103条の件も十分理解していると言われておられますが、その第103条に、議長の任期は議員の任期とする、同じとすると書かれております。

ということは、法律書には4年というのが書かれておると、それも理解しているという認識の中、このような提案理由を出してきていただいているのですが、整合性がとれないのではと思いますけれども、もう一度、答弁がありましたらお願いいたします。

○奥野 学議員 再度、竹原議員のご質問にお答えいたします。

現在の申し合わせにないという質問でございましたが、私も先輩議員から、昔あった、文章にあった、いつの間にか慣例化して文章がなくなっているという程度の確認でございまして、何年のいつ文章でなくなったのか、そこまで確認しておりませんでした。以前、文章であったので、こういう文章で書かせていただきました。

そして、2点目ですが、第103条の件ですけれども、4年というのは十分理解しております。にもかかわらず、岬町合併以来58年になろうかと思いますが、任期は4年というくだりがありますけれども、毎年こういうことで五十何年間、岬町として歴史ある岬町の伝統という意味であり、交代してきたわけでありますので、そこらを十分踏まえていただいてスムーズな議会運営をされるのが議長の立場であろうかと理解しております。

○道工晴久副議長 最後の質問です。竹原議員。

○竹原伸晃議員 3回目の質問をさせていただきます。

全部、理解されてこの提案理由になったということを確認させていただきました。

ここの中にも文字があるんですけども、「慣例で処理」というところがありますよね。この「慣例」と今、二つ目で言いました法律のところでしたね。そこが自分には不思議でありまして、法律を遵守するという議員の立場で、慣例というところで、どちらを優先すべきなのかというような議論になりますけれども、一つここに資料がございます。読み上げます。

「町村議長実態調査の結果の概要」というのがございます。地方自治法第103条2項、先ほど任期が4年と言っているところで、4年制で議長が4年続く町村が518、2年続く町村が324、1年で交代している町村が65という結果がございます。それをこの近辺だけ捉まえて、2年ないし1年で選挙されているといったことには何ら根拠がないようにも思われます。

法律より慣例を遵守すべきと思われるのかどうか、最後に確認させていただければと思

ます。

○道工晴久副議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 再度、答弁させていただきますが、第103条の任期4年というのは重々理解しておりますけれども、各都道府県において、やはりいろいろな事情があろうかと思えます。北海道、東北、沖縄、九州のいろいろなところの事情によって、4年というのを全うされているように思えます。

私は大阪の事情によりこういうような、岬町は58年来の毎年交代するという事情のもとで、慣例で、伝統でやってきたというものがあると理解しております。

○道工晴久副議長 竹原伸晃君の質疑が終わりました。

川端啓子君。

○川端啓子議員 よろしいですか。竹原議員の質問に対して、私も今回、賛同者として署名しておりますので、ちょっと、私もそれに対する意見を言わせていただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。答えですけどね、答弁。

駄目だったらいいですよ。

○道工晴久副議長 先ほどの質問に対する関連のある質問でございますので、許可したいと思います。

川端啓子君。

○川端啓子議員 関係のないことを言ったらいけないんですよね。これに対する私的な答弁という事でね。

先ほども奥野議員も、言うたら、過去における申し合わせ事項では任期は1年とするというのが、私も自分が在任の前の話で、そういうことは耳にしたことがありますし、また、それが1年ということでもって、慣例化してきたということであって、あえて申し合わせ事項が今、取り払われているというか、今の時点での申し合わせ事項には記載されていないと私はそういうふうに認識しております。

結局、言うたら、こういうふうに1年ごとに議長が辞表を出して、過去にも、私、14年間させていただいておりますけれども、私が知っている在任中の間に3期された方がいらっしゃいます。その3期された方も、きちっと辞職願を出した上で再任という形でされております。

だから、そういう意味での私は慣例というふうに捉えておりますし、また、全国的には4年間続けているというところもある、そういうところは多分、そこまではまだこれから調べなければいけないんでしょうが、条例でうたうか、きちっとした申し合わせ事項でうたうかの上だと思

ますので、岬町もきちっと次のあれで、またもって、きちっとそういうところは、また申し合わせでうたっていかなければいけないかなということも今回、思っているところであります。それと、あと地方自治法と慣例とどちらを捉えるかというところ、どちらも地方自治法で、法律というのはあくまでもきちっとした根底にあるものであって、その根底に乗っての各それぞれの地域による世法というのか、だと思えます。

ですから、この岬町議会の中でも、私は「おらが村の法律」ということを、どなたかが言い合ったことを耳にしたことがあるんですけども、あくまでも法律にのっとりた上でそれぞれの議会の中で、やはりコミュニケーションもとりながら、この岬町をよくしていこうという、もめずにやっっていこうというものであると、私はそういうふうに法律は捉えておりますので、法律と慣例を一つ同じところに述べるというのは、これはおかしいことだと思います。そう思いましたので、補足答弁という形で私は、奥野議員には失礼ですけども、させていただきました。

○道工晴久副議長 川端啓子君の補足説明が終わりました。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久副議長 ほかにないようでございますので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

和田勝弘君。賛成ですか、反対ですか。

○和田勝弘議員 反対です。

○道工晴久副議長 どうぞ。

○和田勝弘議員 この不信任決議案に対しまして反対討論させていただきます。議員の任期の間はやれるということであると私は思います。

今、地方議会に求められておりますのは、二元代表と議会がチェック機関だけでなく、政策、立案の議会にならなくてはいけないと。そんなことが地方自治法に求められております。

そういうことで、私は反対討論といたします。

○道工晴久副議長 ほかにございませんか。

中原議員。賛成ですか、反対ですか。

○中原 晶議員 非常に決しがたいと考えてるんですけども。

○道工晴久副議長 どちらかを言っていたかかないと、討論になりませんので。

○中原 晶議員 私は保留したいと思っているんです。退場させてもらいたいと思っております、

意見だけ述べさせていただきたいと思います。

○道工晴久副議長 どうぞ。

○中原 晶議員 ありがとうございます。

慣例に従うということも地方自治法にのっとるということもどちらも正解だと思っておりますので、いずれか決しがたいということで、今、発言の許可をいただいているところでありがたく思います。

慣例全てをよしとするという立場ではありませんけれども、過去の経過があつてのことであろうと考慮しますので、ルールを変える際には丁寧な議論と議会の総意が必要であるということはいうまでもないところであります。

本件に当たって着地点を模索され、さまざまな努力がなされたと、そのことについての苦勞についてはお察しするところでありますが、いずれにもくみしがたいという考えから態度を保留し、退場をさせていただきます。

○道工晴久副議長 本来、討論は賛成か反対かでないとあきませんので、参考の意見という形で聴取させていただきました。

○中原 晶議員 ありがとうございます。

○道工晴久副議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久副議長 これをもって討論を終わります。

これより決議案第1号「田島乾正議長の不信任決議案」を起立により採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○道工晴久副議長 起立多数であります。

よって、決議案第1号「田島乾正議長の不信任決議案」は、原案のとおり可決されました。

田島乾正議長の入場を求めます。

(田島乾正議長 入場)

○道工晴久副議長 ただいま、田島乾正議長の不信任決議案については可決されましたことを報告いたします。

では、田島議長、席のほうに戻ってください。

(田島乾正議長 議長席に着席)

○田島乾正議長 お諮りいたします。暫時休憩したいと思います。異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

再開は午後1時30分といたします。

以上です。

(午後0時11分 休憩)

(午後1時30分 再開)

○田島乾正議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

その前に、報告事項がございます。

鍛冶末雄議員が体調不良のため早退される旨の報告を受けておりますので、許可いたしました。

以上でございます。

奥野議員。

○奥野 学議員 午前中の、私が提案させていただいて議長の不信任決議案が賛成多数で可決されましたけれど、改めて議長にお聞きしたいと思うんですけれども、その議決を踏まえてどうお考えなのか、これからどういうふうにされるおつもりなのか、確認をさせていただきたいと思えます。

○田島乾正議長 まず、ちょっと整理したいんですけれども、運営上ね。私の部分について、先ほどの件について聞きたいということは、私はお答えはしないとは言わんのですけれども、不遑及の原則等ございまして、今、日程5に入ってますね。それで、局長のほうから法的に説明させます。

しばらく、ちょっと時間いただきたいと思えます。

問い合わせに時間がかかるようでございますので、暫時休憩したいと思います。

(午後1時42分 休憩)

(午後1時43分 再開)

○田島乾正議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

事務局長から、先ほどの奥野議員の質問に対して運営上の説明をさせますので。大山局長。

○大山議会事務局長 一事件一議題の原則というのがございます。

ちょっと読ませていただきます。

会議において、案件は1件ずつ議題として取り上げ、審議すべきとする原則です。複数の案件

を同時に議題とすると、混乱して秩序をもって審議ができなくなるためであるということでございます。

午前中にその審議が終わっておりますので、次の審議に行くというところで、一つの事件は一つの議題で、それで進んでいくと、次々進んでいくということでございます。

○田島乾正議長 ただいま事務局長から運営上の説明がございましたとおり、奥野 学議員においてはご理解いただけましたね。

○奥野 学議員 質問させてもらってもいいですか。

○田島乾正議長 今、局長のほうから説明してるんですから、運営上。これを議論するって言いますの。

○奥野 学議員 議論じゃないです。いいですか、駄目ですか。

○田島乾正議長 ですから、これは局長からの説明で終わりたいと思います。

○田島乾正議長 日程5「副議長辞職の件」を議題とします。

副議長の道工晴久君から副議長の辞職願が提出されております。

地方自治法第117条の規定により、道工晴久君の退場を求めます。

(道工晴久副議長 退場)

○田島乾正議長 提出されております辞職願を朗読いたします。

平成25年5月9日

岬町議会議長殿

岬町議会副議長 道工晴久

「辞職願」

このたび、都合により岬町議会副議長の職を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により、許可されるよう願います。

お諮りします。

道工晴久君の副議長の辞職を許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

よって、道工晴久君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

道工晴久君の入場を求めます。

(道工晴久副議長 入場)

○田島乾正議長 ただいま、道工晴久君の副議長の辞職が許可されましたので、報告いたします。

○田島乾正議長 日程6、選挙第2号「副議長の選挙」を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○田島乾正議長 ただいまの出席議員は13名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番 奥野 学君、6番 竹内邦博君、7番 小川日出夫君を指名します。

投票は単記無記名です。

また、得票数が同数の場合は、地方自治法第118条の規定により準用する公職選挙法第95条の規定により、当選者はくじで決めることになっておりますので、念のため申し上げておきます。

投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

○田島乾正議長 投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○田島乾正議長 異常なしと認めます。

これより投票を行います。

議席番号順に投票を願います。

(投票)

○田島乾正議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

これより開票を行います。

奥野 学君、竹内邦博君、小川日出夫君、立ち会いをお願いします。

(開 票)

○田島乾正議長 選挙の結果を報告します。

投票総数13票。これは、先ほどの出席議員に符合しております。

そのうち、有効投票5票、無効投票8票です。うち、白票は6票です。

有効投票のうち、竹原伸晃君4票、出口 実君1票。

以上のとおりであります

この選挙の法定得票数は2票であります。よって、竹原伸晃君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○田島乾正議長 ただいま議長に当選されました竹原伸晃君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知をします。

本来なら、副議長に当選されました竹原伸晃君のご承諾があったものとしてご挨拶をお受けするところではありますが、申し合わせにより、議会役員がすべて決定した後ということでご了承願います。

お諮りします。暫時休憩したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

暫時休憩することに決定いたしました。

なお、全員懇談会を午後2時5分から第2委員会室で開会します。

理事者については、白井総務部長等の出席をお願いします。

暫時休憩いたします。

(午後1時57分 休憩)

(午後3時33分 再開)

○田島乾正議長 お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会とすることに決定いたしました。

本日は、これで延会します。

なお、あす5月10日、午前10時再開いたしますのでご参集願います。

以上でございます。ご苦労さんでした。

(午後3時34分 延会)

以上の記録が本町議会第1回臨時会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成25年5月9日

岬町議会

議 長 田 島 乾 正

副 議 長 道 工 晴 久

議 員 反 保 多 喜 男

議 員 川 端 啓 子